＜療育手帳を申請された方へ＞

令和８年度　療育手帳判定についてのご案内

島根県益田児童相談所

療育手帳を新たに取得しようとする方、または既に取得しており再判定の時期となった方（１８未満の方のみ）は、益田児童相談所で判定を受ける必要があります。

お住まいの各市町で療育手帳交付申請を終えられましたら、すみやかに当所へ判定日の予約をしてください。

予約制ですので、かならず事前に電話で予約をしてください。

１．判定日

月	判定日	月	判定日
令和８年　４月	２（木）・１６（木）	令和８年　１０月	１（木）・１５（木）
５月	７（木）・２１（木）	１１月	５（木）・１９（木）
６月	４（木）・１８（木）	１２月	３（木）・１７（木）
７月	２（木）・１６（木）	令和９年　１月	７（木）・２１（木）
８月	６（木）・２０（木）	２月	４（木）・１８（木）
９月	３（木）・１７（木）	３月	４（木）・１８（木）

※原則、第一・第三木曜日が判定日です。

２．予約できる時間

①９：００～　②１０：３０～　③１３：００～　④１５：００～

所要時間は１時間から１時間半です。

３．その他

・判定に際しては、療育手帳を取得されるご本人と保護者とでお越しください。

判定日当日は、成育歴やこれまでの生活状況等をお聞きしたり、知能検査等を受けていただきます。

益田児童相談所
益田市高津四丁目７番４７号
℡０８５６－２２－００８３